

イギリス新救貧法原理の形成過程に関する研究

矢野聰

1. はじめに

若き大河内一男がはじめて東京大学経済学部の紀要に発表した論文の題は「政策家としてのマルサス」⁽¹⁾であった。その内容は、イギリスの産業興隆期の過剰人口を一八三四年の新救貧法との関連でとらえようと意図したものであつた。この論文についてその後、大河内一男は、次のように述べている。「マルサスに関する問題は、一応そこで断ち切れていています。ブーア・ローを入れにやろうという意図は中斷されないで、その後も文献その他の蒐集はやつていました」。その理由として「一八世紀における『貧民』問題、その中からどうやって近代的な賃労働が作り上げられるのだろうか、それに対し長い歴史を持つブーア・ローはどんな役割を果たすことができたのか、それをやつてみたかつたのです。つまり、労働力の原資蓄積との関係でブーア・ローやこれに関連する当時の労働政策を検討したかつたのです。

たのです。その大詰めは一八三四年のブーア・ローの改正であり、マルサスはその改正法の思想的指導者だといつてよかつたのです⁽²⁾」と述べている。今日、わが国のイギリス救貧法研究の分析は、彼が指摘した当時の水準に比べてだいぶ進んでいる。大河内の新救貧法に関する見解をここで吟味するつもりはないが、戦前の時代における彼の救貧法研究に対する視点の鋭さとその直感の正しさは、輝きを放っている。本稿では、初めに経済史的な分析視点として、大河内一男が把握したマルサス的経済思想をはじめとする救貧法抑制論が新救貧法の原理に連なる思想に与えた影響について、従来におけるわが国の研究水準から分析、考察が不十分であった部分を解明すること目的とする。次に、こうして得られた事実と同じ重要さで分析しなければならないイギリス法における救援抑制原理と right to relief 及び最低生活原理の基礎概念の所在と法的役割の関係、という複雑な諸点について考察を深めたいと考える。

社会政策学の分野におけるイギリス救貧法研究は、一九八六年の大沢真理の業績⁽³⁾以降実質的に進んでいないとはいえる、今日でもその重要さを決して失ってはいない。むしろそれどころか、今日の日本における賃労働のあり方と最低生活保障の分析の観点から、原初形態を探るうえで得られるべき知見は豊富であるといってよいであろう⁽⁴⁾。本稿は、多方面からの分析が可能な新救貧法の研究の中から、その原理と呼ばれる考え方方が発生した過程を分析することを通じて、イギリス救貧法研究の新たな地平を示すことを目標とした。この視点は、大きく二つに分けられる。一つはワーチハウス・テストの原則（院外救済の廃止）と劣等待遇の原則が発生した根柢、および中央集権行政を導く理論的根柢である。そしてもう一つは、大沢真理もこだわった right to relief の発生と展開、すなわち法制度に内在する社会保障思想の考察である。特に、この分野で際立つた業績といわれるウェッブ夫妻の歴史觀とその政治性から離れて、当時の救援抑制と最低生活保障の意味について考察したい。⁽⁵⁾

2. 新救貧法原理の基礎となつたノッティンガムシャーの改革者たち

一九世紀の新救貧法が行政制度の改革とワークハウス収容によつて近代の貧民待遇、とりわけ労働者階級及び生活困窮者の待遇に与えた影響については、いまさら説明する迄もない。社会保障・社会福祉の歴史を取り扱う教科書にはほぼ必ず紹介され、この分野で新救貧法の原理を知らぬ者はいないといってよいほどである。一九三四年にまとめられた王立委員会の報告書と、同年に議会で成立した法律の条文によると、この新救貧法の原則は、以下のとおりである。

- (1) 自律的で非効率な救貧法行政を効率化させるために、中央集権的な近代行政制度の下で新しい救貧行政を行う。
- (2) 在宅で給付される院外救済を廃止し、生活に困窮した有能貧民は、ワークハウスに収容する〈ワークハウス・テストの原則〉。
- (3) ワークハウスの救済の基準は、施設救済に頼らずに最低生活の状態で自活している労働者の生活状態よりも上回つてはいけない〈劣等待遇の原則〉。

ウェッブ夫妻の著述によれば、新救貧法は、当時のイギリスにおいて革命的な立法と呼ばれ、一八三三一一八三四年の王立委員会による議論⁽⁷⁾では、過去において救貧法の運用実態について政府が行つたことのない全国的な調査とその調査結果を基礎にした。しかし、実態に即したとはいえ、当時のロンドンの経済学思想、政治思想とが入り混じつて、恣意的な解釈が入り込む余地を残した。全国の調査も実際に機能していた救貧法行政とは、かけ離れた場合もあり、失業者や労働者の生活水準に関する十分な分析がなされたとは言い難かつた。⁽⁸⁾この見解については、その後

イギリスで論争もあつたが、今日の学会では事例の取り上げ方、統計処理の方法等に不十分さがあつたことは定説となつてゐる。⁽⁹⁾ すなわち経済思想では、ジョセフ・タウンゼント (Joseph Townsend) の貧民觀やマルサス、そしてリカードウ等の、賃金基金説を唱える経済学者による「貧民抑圧政策」および、⁽¹⁰⁾ その原理の確立を促す経済思想、また政治思想、法哲学思想にはジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham) があり、ベンサムの弟子によつて救貧法改正が指導されたのは周知の事実である。

この一八三四年報告の原型となつたものが、一八三二年報告であつて、この報告の基調のほとんどを担当したのはベンサマイトであり、オクスフォードの教授であつたナッソウ・シニア (Nassau Senior) と、ベンサマイトとしてさらに有名なチャドウェイック (Edwin Chadwick) の手による。一八三二年報告の概要は、次の通りである。

- (1) エリザベス救貧法は非効率で高くついている。
- (2) 院外救済制度は、怠惰を助長する。
- (3) チャドウェイックは、「貧困 (poverty) 者」と「生活困窮 (indigence) 者」を区分した。
- (4) 「生活困窮者」のみが、救済の資格がある。
- (5) 救済に関して、これ以上の金銭の支出はできない、したがつて、ワークハウスによる慈善事業が行われるべきである。
- (6) ワークハウスの状態は、これを選んだ人々の誰もが失望するぐらい厳格でなければならぬ。そしてこれを行おうとするワークハウスは、最低の賃金を受給する労働者 (lowest-paid labourer) よりも悪い状態であるべきである。

ナッソウ・シーニアは、報告が事例を収集する前から、彼の持論であつた自由放任主義、救貧行政の是正、そしてスピーナムランド制度など、院外救済の廃止を唱えていた。一方、地方の調査事例から論を進めたチャドウイックの確信に近い主張に深い影響を与えたのは、ニコルズ (George Nicholls) のノッティンガムシャー、サウスウェル地区の救貧行政の実際を基にした思想の表明である。サウスウェルの事例を全国的に紹介したニコルズは、一八二〇年代から王立委員会の注目を集めよう論文及び書簡を多く出していった。そこには、彼のオリジナルではないが、彼独特の用語がちりばめられていた。すなわちサウスウェルは、院外救済の廃止によって救貧税負担を軽減化し、救済がワークハウス内で行う政策として「非窮乏化 (depauperised)」を提唱していた。ワークハウス収容の内容は、最低限の医療と食物の供給のほかは、ほぼ物的援助を与えない、というものであつた。これに伴う「劣等待遇 (less eligibility)」もまた、ニコルズのオリジナルではないが、彼のこの原則の提唱がチャドウイックを刺激し、あたかも彼が発案して原理となつたように理解された。しかし、これは以下に証明するように、チャドウイックが王立委員会報告においてサウスウェルの成功事例を新救貧法の原則として採用し、これを全国的な仕組みにしたものである。

ところで、先に述べた新救貧法の原則は、それではどのような救貧法行政効率の成功体験による事例から裏付けられたのだろうか。実はこれを教区の成功体験としてアピールしたのは、ノッティンガムシャーの救貧法行政に直接従事した者たちの報告であつた。ウェップ夫妻の著作では詳しく分析されてはいなかつたが、イギリス救貧法研究において、「ノッティンガムシャーの改革者」という名称を用いて、新救貧法との影響を強くアピールしたのは、マーシャル (J. D. Marshall) が発表した一九六一年の論文である。⁽¹⁾ マーシャルによると、ノッティンガムシャーの改革者として挙げられる代表者の数は四人であり、その筆頭が、ここで紹介したニコルズである。マーシャルの所論に従つ

て、四人の人物と主張した論点について述べてみよう。

ニコルズはよく知られるように、「イギリス救貧法史」を著し、のちにアイルランドに出向いてアイルランド救貧法を創設した救貧法の専門家であり、新救貧法成立後は一八三四年救貧法コミッショナー（PLC）の代表の一人に就任した。ニコルズが救貧行政とかかわりを持つのは、直接的には一八二一年にビーチャー（Reverend J. T. Becher）の要請を受けて、サウスウェル地区の有給貧民監督官になつて後であるが、一八一九年に彼はサウスウェルに居住することになつた。⁽¹²⁾ すでに以前の居住区で貯蓄銀行や教育の仕事を通じて貧困と深くかかわっていたニコルズは、救貧法救済に関して、古くからの居住者が救貧法給付に依存しがちであり、新しく参入した居住者は、たどえ貧しくなつても救済の申請を安易に行わない傾向があることを見抜いた。またニコルズ自身、当時の経済学の造詣が深く、彼の「イギリス救貧法史」にも著しているように、景気変動による失業現象が貧民の困窮を助長しており、一方では従来の救貧法救済システムが、貧民の怠惰を助長していると述べた。⁽¹³⁾ 同年から「ノッティンガム・ジャーナル」に掲載された彼の論文は、かつて外国航路の船長としての経験を有するニコルズの経済理論として紹介された。その内容は次のようなものである。すなわち、賃金は労働者階級の生活状態を規定するものだが、スピーナムランド制度等の救貧法による賃金補助と労働者階級の望ましからざる人口増加は、やがて賃金基金の一部を慈善事業からも調達しなければならなくなる。だがこの理論は、今日からみれば當時マルサス等が唱えていた賃金基金説と人口増大説から影響を受けた程度の学説であり、経済学史的に注目するほどの論点を備えているわけではなかつた。マルサスの理論と同様に、ニコルズは、もし救貧法が改革されなければイギリスの労働者の生活は悲惨な状態になり、ひいてはそれが国家の運営基盤を揺るがすという悲観論を唱えた。こうしたマルサスに代表される「憂鬱な科学」としての経済学の視点

の影響は、ほかの三人にも当てはまつただけでなく、イギリスで救貧行政に従事していた当時の厳格な治安判事や貧民監督官の共通の認識であつたと思われる。⁽¹⁴⁾一八二三年にニコルズが出版したパンフレットは以下で述べる他の三人が開拓した考え方であつたが、一八二四年に下院で開かれた「労働者の賃金に関する特別委員会」に「劣等待遇の原則」の応用として取り上げられた。

次がビーチャーである。聖職者であつた彼は、サウスウェルのワークハウスの建設にかかわり、当時としては画期的な収容構造の斬新的施設の設計を指導した。こうして作つたワークハウスの収容者への、従来に比べた過酷な待遇による効率的行政が、救貧法支出を抑制できることを実証した人物であつた。ビーチャーは、一八一六年以來、四季合同裁判所の議長であり、さらにそれ以前の一八〇二年からサウスウェル地区の教会行政を行つていた。聖職者としてのビーチャーは、一七九三年から救貧法行政に関心を持つようになつた。先に述べたようにニコルズをサウスウェルの貧民監督官として迎え入れたのもビーチャーであつた。彼は一八〇六年に「サウスウェルの上院に対する報告」を提出した。その内容は刑務所の改革であつて、厳罰的であると同様に改革的である、と述べている。今日、マイケル・クインの編纂によつて、この時代にベンサムが行つた救貧法改革の提言について知ることができるが、ビーチャーは明らかにベンサムの所論に強い影響を受けていたものと推測できる。一八一八年に彼はサウスウェル地区で貯蓄銀行 (saving bank) を奨励する責任者として活動した。これは、当時ベンサムが救貧法の改革を唱えるとともにに刑務所の改革を唱えたこと、および貯蓄銀行の設立が奨励されたことと、きわめて類似している。⁽¹⁵⁾また当時発表されていたマルサスの「人口論」、一八一七年版においても、この活動が奨励されていた。つまり、ビーチャーは熱心なマルサス主義者であるとともにベンサム主義者でもあつたと思われる。

ビーチャーとニコルズが、救援抑制的救貧法の思想に関して互いに影響を受けあつたのは事実である。しかし当初マルサス的な「救貧法解体論」にくみしていたビーチャーの議論は、次第に救貧法改革論へと進んでいた。彼の著書、「アンチ・ポーパリズム（一八二八）」の趣旨は、非効率でしかもそれが恣意的であるような救貧行政の効率化と、施設内収容者の「最低生活」を、自分が所轄するサウスウェル・ワークハウスを通じて改善、効率化できるというものであつた。その内容はワークハウス入所を厳格に行うことと、入所者の管理を徹底するとともに、居住者の生活を限りなく「最低」に近づける手段を、出版等を通じてオープンに提供した。さらにワークハウスの収容者の類型化をもとにした抑制政策、会計基準の統一、中央集権化された教区連合方式の推奨、さらには「罪のない貧者⁽¹⁷⁾」のためのコテージ、勤労のための小さな庭、在宅患者の医療診療所、ワークハウス病院、貯蓄銀行、友愛組合、ペニークラブ、自由学校、自由図書館等の奨励を行つた。ここからもわかるように、「ワークハウス原則」と「劣等待遇原則」の起源となるビーチャーの著作は、貧困が個人の責任であるというような独善的なドグマによつて支配された概念では決してない。いわば、当時の貧民の「最低生活」はどこに置かれるべきか、さらにそれは当時の労働者の賃金とどう異なるのか、について明快に述べたものであつた。それはワークハウスの維持を含む、救貧法行政の合理的指南書としての役割を果たしていた。ビーチャーの著作は一八二八年に出版され、また第二版が一八三四年に出版された。前者は収容者に対して比較的厳しくはなかつたが、一八三四年の第三版では救援抑制の積極的局面が強調された。⁽¹⁸⁾ ビーチャーが著した「アンチ・ポーパリズム」の全国的反響は大きかつた。例えば、クッカム地区のワタレイ（Whateley）は、ビーチャーの方法を採用して、実際救貧税の削減に成功した。マーシャルは、この成功例がチャドウイックのベンサム理論を刺激したと述べている。実際ケンブリッジシャーの多くの牧師がビーチャーの方法を採用した。ビー

チャード・ニコルズと競うようにこの事実を主張することによって中央に自分の注目を集め、行政能力をアピールしようと努力したが、その表現能力はニコルズより劣っていたようである。一方ニコルズは、親交のあつたコーウェル (Cowell) を通じて、自己アピールを政府の中央部に印象付けることに成功していた。コーウェルはピール (R. Peel) の友人で、ナッソウ・シーニアとも関係が深かつたからだといわれる。マーシャルによれば、ビーチャード・ニコルズは、劣等遇の彼の思想によって、後に一応イギリス紳士録に名を連ねたが、彼の死亡時には、業績の記事はほとんど取り上げられなかつた。後の王立委員会でも、ニコルズ以外のメンバーは、聖職者としてのその厳格性による抑圧が貧民に与えた影響について不当に強調されて、ともすれば誤った視点で評価された。

ビーチャード・ニコルズは「アンチボーパリズム」で具体的に示した収容者の間取り、費用、一週間の食事の内容、障害者や老人、病弱者の取り扱い、収容者の分類、記録の仕方等は細部におよんだ。同時にそれは、居住空間を一点に集中させた、生活困窮者の「最低生活」の具体的基準とその事例を確立した人物として、今日において評価されるべきであろう。

三人目はルーベ (Reverend Robert Lowe) である。聖職者であつたルーベは、ビンガム地区の救貧行政を通じて貧民抑制政策をミッドランズ地域においてニコルズよりも早く提唱した人物であつた。⁽²⁰⁾ 厳格な気性であつたと言われたルーベは、ビーチャード・ニコルズと「アンチボーパリズム」という概念についての起源とひらめきを激しく争つた人物であつたが、彼の反窮乏システムは、ビーチャード・ニコルズに比べてより救援抑制的で、専らワークハウスの合理性によつて、収容の恐怖を助長するという論に立つた。だが、知見の重要さに比べて、それを立証するための彼の立論は、粗野で不完全なものであつた。⁽²¹⁾ しかし、ニコルズと協同することによって、彼の思想は大きく広められるようになつた。マー

シャルによれば、「劣等処遇 (less eligibility) の原則」を提唱したのはルーベであるという。ニコルズは、一八二一年の八月と一〇月にビンガムを訪れ、ルーベと会話を交えた後、劣等処遇による救援抑制策について確信するようになり、その後のサウスウェルにおける政策の基になった。この考え方は、ニコルズによって一八二一年一〇月一三日の新聞「ノッティングガム・ジャーナル」に掲載された。しかし、これ以前の八月一八日の同紙に、ルーベはすでにこの考え方を表明していた。すなわち、「アハウスをわが労働者階級が恐怖としてみるよう⁽²²⁾にすべきで、その建物の収容者であつたことが父から子へと続いてとがめられるよう⁽²³⁾にすべきである」と表明していた。実際彼は、一八一八年にビンガム教区で三年の間に教区の貧困者の支出を三分の二に削減した。削減内容は、コテージの賃料の廃止、在宅手当の削減、私生児の引き取りの拒否、そして後にニコルズの主張となるワークハウスの効率的抑制的使用であった。具体的な救援抑制手段とは、生活困窮者に対する世帯主にだけ援助を与え、その援助の範囲内で妻や家族を支えてもらう、という方法であった。このやり方は、さすがに一八三三年に補助コミッショナーから批判された。ルーベは厳しい方法を提唱したが、マーシャルによれば、後にビーチャーが行つたようなワークハウス収容の際に男女や家族を分離するとか、雇用や教育を別個にするということはしなかつたといわれる。さらに彼の担当した教区では、一八三三年の時点でなお妻や子供に対する在宅援助、すなわち院外救済がおこなわれ、生活に窮した靴下製造機械工の食糧の自給ためのジャガイモ畑も存在していた。

結局ルーベは、劣等処遇の原則を提唱したがそれは不徹底なものであり、その名を救貧法改革者として不朽なものにしたのは、そのアイデアを借りてさらに発展させたニコルズであったといえる。こうして、ノッティングガムシャーによつて確立した劣等処遇の原則を理論的に整理して唱え、新救貧法原理として影響を与えた人物は、ニコルズで

あつた。この原則を新救貧法に入れ込むのはチャドウェイツクであるが、ルーベとニコルズによるこのカウンティの経験に裏打ちされた具体的成功事例と、彼らが影響を受けたベンサムやマルサスの思想及び経済学理論なしに、この原則が浮かび上がるはずもなかつたのである。

そして四人目がバーネット (Absalom Barnett) である。マーシャルによれば、バーネットは旧救貧法に対する批判の急先鋒であった。彼は聖職者として、「社会的害悪 (social evil)」と救貧法を最小限化するという考え方の持ち主であつた。バーネットの説によれば、ロンドンで問題になつてゐるような従来の救貧法救済のための地方税負担は、実際はそれほど過重ではなかつたこと、むしろ工業化による人口増加と都市流入による貧困層の救済が大きな負担であつたことによる。⁽²³⁾ ここから、イギリスにおける教区特有の「よそ者嫌い (xenophobia)」の文化と融合して、当時の経済学に依つた、特に外部から流入した貧民抑圧説を提唱することになつたと彼は推測する。しかし総体からいえば、今日の新救貧法に関する歴史的な意味におけるバーネットの業績の比率は、前記の三名ほどに顕著ではない。

一八二〇年代のノッティンガムシャーは、イギリスでもつとも工業化された五大地方のうちの一つであつた。それは、以前から編み物工業の中心地区として有名で、周辺の地方もまた編み物による製品化の産業で潤つていた。古いレース編みのマニュファクチャーリー産業は、職人の専門性を必要としたが、それが当時編み機による機械工業に転化し、その機械工場はノッティンガムに集約してきていたのである。さらに機械の動力のもととなる火力としての石炭が付近で産出し、その輸送に運河が用いられるようになると、運河の建設と輸送路の開発によつて一層の発展を遂げるこになつた。こうしてノッティンガムはレース編みと靴下編み工業の中心地となつたが、そこに居住していた農業従事者の賃労働者への転化と、他地域から流入した賃労働者によつて支えられるその発展は不均衡な、苦痛を伴う現象

をもたらした。

マーシャルによると、当時この地域に流入した人口は、全国平均を上回り、それは工業地区、農業地区とともに伸びているが、とりわけノッティンガムに人口の多くが集中する、という状況であった。人口増として流入した主役は、農業労働者や自由人であった。しかし、当時の救貧法行政当局者の姿勢は、上記で示したように貧困者に救援抑制的に示された。例えば、一七九五年にバークシャーの治安判事が決定した賃金補助としての救貧法の院外救済給付、いわゆる「スピーナムランド制度」に対しても、合議により即座に採用しないことを決定した。しかし、一九世紀にはいると、スピーナムランド制度による労働賃金補助の影響は徐々に周辺地域におよび、救貧税の制御が薄くなり、この地区でも農業従事者の多い教区から次第に浸透し始めた。²⁵⁾こうした経緯の下で、救貧法行政に従事する「改革者」たちが、救貧法問題に関する当時の最先端の政治・経済論を応用しつつ、「救援抑制」の実践論に具体化したのである。

3. 法的視点からの救貧法

冒頭で述べたように、これまでのわが国の救貧法及び救貧法史研究は、経済史からみた分析を専らにしている。しかし、新救貧法原理を社会政策的動きとして捉える場合、イギリス救貧法に関する研究も一八三四年法の性格を分析する上で法律学的視点が欠かせない。ここで救貧法を法制史的にとらえ返してみよう。

よく知られているように、イギリス（イングランドとウェールズ）で救貧法が形作られる一六世紀において取り上げなければならないのは、同じ時期にヘンリー八世で始まり、エリザベス一世の初期に確立した宗教改革、すなわち国

家としてローマ・カトリックからの離反とイギリス国教会の成立を見る必要がある。これ以降、国王および議会による法と同等に併存した道徳的権威および困窮者への援助組織として君臨していた教会による司法的権限は、次第にその効力をなくしていった。プラグネット（一九五六、邦訳一九五九）の「イギリス法制史」によれば、チャーチー王朝の治世のすべてにおいて大臣の職の重要性が高まると同時に、国王評議会の優位性が認められた。これによつてヘンリー八世は議会で教会問題を取り上げる、という画期的な決定を行ひえた。この結果、カトリック教会の財産が没収され、教会法の失効と議会の全能性が樹立された。その後、特に土地及び不動産に関する法においてローマ法の教義を完全に打ち破つて、イギリスではコモンローがすべての家族財産の法的基礎となつた。²⁶したがつてエリザベス救貧法を含む一七世紀以降の法と政治は、イギリス下院とコモンローの連携によつて形成されるのである。

ところで、家族および財産に関するコモンローが扱う領域は、当然ながら国王の権限および土地・金銭所有者の法的調停に関わるものであり、言い換えれば支配者と土地所有者、そして富豪な公民を主な対象としていた。こうした法制度の下では、貧民は長い間国王、貴族、土地所有者等の所有物の一部としての地位に甘んじていた。しかし貧民の問題でいえば、一四世紀中葉に大流行した、ペストによる農業労働力の劇的な減少を契機として、イギリスの独自な身分構造の変化が確立する。

救貧法研究の古典の一つであるシュバイニツ（Karl de Schweinitz 1943）の著作によれば、²⁷イギリスにおける社会保障の歴史の端緒は一三四九年に発令されたエドワード二世の「労働者条例（Statute of Laborers）」である。その歴史的転機は、「ペスト、すなわち黒死病（Black death）」による人口の急減、及び社会不安である。またこれとは別にエドワード二世の時代は、イギリスとフランスとの間で、いわゆる一〇〇年戦争がおきていた。戦争勃発の原因のひ

とつには、フランドル地方の毛織物工業の利権の獲得もあつたことは有名である。一二四八年のペスト大流行以来、農村人口の減少に直面した当時の地主階級（騎士以上）の多くは、農地を小麦畑から牧場に換えて羊の放牧を行つた。一方、フランドル地方の毛織物職人をイギリス本国に迎えることによつて、自國の毛織物産業を振興しようとした。この結果、羊毛の需要と生産量は増加し、イギリスの毛織物工業が興隆する端緒になつたのである。労働者条例の内容は、農業労働者の賃金や職人の賃金を、ペスト流行時以前よりも上回らないように規制するものであつた。だが、実際にはより高価な賃金を目指して、農民が移住し、季節的移動を行つたといわれている。ペストによる農業人口の減少は、イギリス各地で大きな変化を招いた。それまでのイギリスの土地所有は、国王とそれに従う貴族階級との封建的関係によつて成り立つていたが、実際に土地を耕すのはヴィレンと呼ばれる農奴であつた。ヴィレンは土地所有者に縛られて、労働移動することはなかつたが、この事件以降自分の土地から移動することになつたのである。すなわち、農業労働力の不足した地方の地主に、よりよい条件、すなわち農奴の身分から比較的自由な保障を与えた小作人（tenant）として新たに従事するか、または自由労働者として雇用される道を選択するものが現れた。地主たちも、自分のヴィレンを手放すことのないように、小作の条件を緩和し、無償の労役から小額の労賃を与える等の待遇改善を行つ始めた。また都市部では新たな職業階層が出現した。主に都市に居住して鍛冶屋や革製品、それに毛織物に従事する、いわゆる職人層という、地主、農民以外の階層が発生した。これらの新しい層は、大工や石工などの旧来の職人と同様に、労働者条例によつて自らの存在を認知されることになつた。

農村および都市における斬新的ではあるが確実な産業構造の変化は、特に貧民に対して急激な生活上の変化を強いた。都市職人層の興隆はプラスの面での変化であつたが、貧民が新たな農業労働者、自作農、ないし自由人および職

人層として、自己の身分を成功裏に形成できたものがいた半面、多くの人々はこの変化に適合できなかつた。同時に進行していたのは、「猛々しい」じき (Valiant Beggars)、「と呼ぶ、労働を嫌い怠惰と悪徳に生き、しばしば泥棒や他の不快な行為を行うものの発生であつた。労働者条例はこの行為の禁止と彼らへの抑圧をも規定するという、大きな目的も有していた。⁽²⁸⁾ シュヴァイニツは、この規制こそが「アングロサクソン政府が、以後六〇〇年にわたつて経済的困窮の問題に立ち向かう、長く多様な法と制度の始まり」と述べている。⁽²⁹⁾ この労働立法は、価格と賃金の決定、労働契約の順守という複雑な過程を構築して労働市場に介入し、規制しようとした。そしてこの立法を実施するという困難な仕事を担うために、「労働裁判官 (justice of labourers)」を設置した。このようにして、救貧法に至る行政制度が形成されたのである。

4. 救貧法行政の確立

ところで、イングランド農村部におけるヴィレンの分解過程、すなわち自由人的農業労働者の形成と自由人の自営農（ヨーマンリー）化は、チャーダー王朝のころまでにはほぼ完結し、イギリス貧民は農奴制から贍本保有制 (copyhold) へと移行する。⁽³⁰⁾ しかし一方では、中世絶対王朝の完成期といわれるエリザベス朝の末期に発生した、急激な産業構造の転換と農業不況による貧民の経済的困窮の問題が深刻化し、したがつて新たな立法が必要になつた。これがいわゆるエリザベス救貧法である。こうしてみれば、封建身分制の最下級の層のうち、ある者は自由人から土地保有者や独立自営業者として、あるいは職人階級として自立したが、それ以外の多くの人々は、エンクロージャーによつて土地から引き離され、さらにつここの時期の農業の不作等の要因もあつて、生産手段を持たない生活困窮者となつた。彼らは、

その個人的性格の良しあしにかかわらず、生きるために浮浪化したが、中世の絶対主義王権を確立する上で必要な、伝統的封建身分に代わる新たな受け皿も整わなかつたので、とりあえずは法整備をもとにした政治的解決が必要となつてゐた。こうして、貧民の救済と浮浪者の抑圧を共に備えたエリザベス救貧法に至る一六世紀の旧救貧法の諸立法の構築によつて、中世の貧民処遇の仕組みが確立するのである。

救貧法という法制度を執行する機構として、治安判事 (justice of the peace) の存在が重要となる。プラグネットによれば、大憲章・マグナ・カルタがイギリス国家の形態を規定する法制度および政治体制の基礎となつてゐた。司法は国王直轄下のウェストミンスターのほか、大多数の陪審 (assize) が係争の現地である土地の所在する州で選ばれなければならなかつた。したがつて、ウェストミンスターから遠いところで裁判を開始できないので、国王は州で陪審の査問を行うため、定期的に受命官 (commissioners) を派遣する制度を構築した。この仕組みは、エドワード一世の時代 (一二八五年) に、徐々に巡回陪審裁判制度 (system of nisi prius) という仕組みとなつた。巡回陪審員制度といふのは、ウエストミンスターの民事訴訟裁判所で一度訴答を行つて争点を決定したら、当該の地方の巡回陪審裁判官の面前で評決を行うことができるというもので、地方の多くはこの制度を採用した。やがて時代を経るとともに巡回陪審裁判制度は拡大し、刑事巡回裁判、在監者釈放のための巡回裁判にも適用された。治安判事制度の成立は、各地区の、主にカントリリー・ジエントルマン階層が担つた巡回裁判制度の下で、治安の維持がゆだねられたところから出発する。一二世紀終わりごろから彼らは「平和の保持者 (keepers of the peace)」と呼ばれたが、その職務内容は主として行政的かつ警察的な性質をもつものであつた。⁽¹⁾ 一二三四四年になると、「一名または三名の各州の名士の階級の者は、国王の授權によつて平和の守護者の任に就かなければならない」と、また被疑者を管理するだけでなく、審理す

る権限も認められた。こうして刑事巡回裁判の授権者（裁判官）と彼らは協力して刑事裁判や治安維持の審理、処罰を行つた。

そして先ほど述べた労働裁判官と平和の保持者は、一二六一年に「治安判事」という名で一つに統合された。言い換えれば、旧救貧法時代のイギリス司法及び行政は、実質的に一万五〇〇〇あまりに区分された教区と、国王から指名されたおよそ五〇〇〇人の治安判事によつて、救貧行政のほかに刑務所や収容所（asylums）の管理が行われていた。治安判事は他の大多数の中世の機関と同じように、大小二種類の会合を開いた。大きな会合は年に四回開催され、「四季裁判所（quarter sessions）」とよばれた。四季裁判所の下には、「小治安裁判所（petty sessions）」があつた。これは四季裁判所への控訴管轄權を持つとともに、チャーチー朝以降は多くの裁定法によつて、陪審なしで略式裁判を行う権限が与えられた。通常は二名ないしそれ以上の治安判事によつて救貧法の裁定や比較的軽微な犯罪の略式裁判が行われたのである。

5. まとめにかえて

ノッティンガムシャーの改革は、主にニコルズの才能による注目を集める手法と宣伝によつて、王立委員会をリードしていた中央のベンサム主義者の目にとまり、それが成功例として救貧法改正思想の原理となつた。ニコルズの救援抑制策に追随した教区は、例えばエセックスのスタンフォードリバー、グローチエスターのウェルウィンとユーレイ等がその方式を採用した。しかし、救貧法史研究において、すでにみてきたように、ニコルズのオリジナルな発想や思想的影響が、過大に評価されているという点が指摘できる。極端にいえば、ニコルズはノッティンガムシャーの

仲間が唱えていた理論や方針にヒントを得て、それを自分に引き付けて、サウスウェルで実験したと称し、中央政界にアピールした。ただ会計上の才能があつたニコルズは、自身の救貧法史で、就任した一八二二年から二四年の間に、サウスウェルの救貧法経費を劇的に下げたことを誇らしく著述している。^{〔32〕}さらに、この中で新たなサウスウェル・ワークハウスの建設にも触れ、院長とその夫人を求人制によつて採用する、収容時に両性を区分する、さらに高い塀を作つて外界と遮断する、等の施策を描写しているが、厳密にいえば、一八二四年から救援抑制原理に基づいて、後のワークハウスの見本となる巨大で最新のサウスウェル・ワークハウス建築を指揮したのはビーチャーであつた。^{〔33〕}またニコルズは、景気の循環による雇用の変化を見抜いておらず、マーシャルは彼が実験して救貧法支出の削減が実現した時期は、周辺の産業の需要により、雇用の吸収が行われた時期と符合するという研究もある、と述べている。ニコルズは、これ以降サウスウェルから離れ、運河の経営に専念する。したがつてサウスウェル・ワークハウスの場において「反窮乏化」の実験を実際に遂行したのはビーチャーであつた。しかしひこるズは、彼の救貧法史の著作においてもビーチャーの業績を高く評価することはなかつた。結局ノッティンガムシャーの改革において、実質的に最も功績があつたのはビーチャーということになる。しかしこの事例によって救貧法中央行政の代表としてロンドンのサマセット・ハウスの救貧法コミッショナー（PLC）に選ばれ、活躍したのはニコルズであつた。こうした事実からそのアイデアを応用したニコルズが、自らの正統性を強調するためにビーチャーの新救貧法に与えた功績を不当に評価した、という指摘もある。^{〔34〕}しかし、チャドウィックが新救貧法原則としてノッティンガムシャーの事例を取り上げたのは、あくまでもニコルズのコーワエルとの交友を通じてであつた。またニコルズがその後サマセット・ハウスやアイルランドの救貧法行政で活躍できたのは、ノッティンガムシャーの改革者の存在があつたからである。新救貧法の

精神とその行政を、イギリスのみならずアイルランドまで含めて普及したその能力は、ニコルズならではのものといえる。

トリーで新救貧法の原則と right to relief の関係についてもう一度吟味してみよう。一八世紀までの定住法による慣習法的裁定からすれば、イギリス国内の居住権を得ることと救貧法受給権は連動していた。この概念を、おそらく決定的なまでに明瞭に定義したのは、ベンサムであろう。ベンサムの救貧法に関する書簡は、一九九〇年代まで「」べく一部の者にしか明らかにされていなかつた。当時のイギリス指導者のほとんどが影響を受けたであろう、彼の見解は、したがつてそれ以前のほとんどの救貧法研究者が検討したくてもできないものであつた。ところが今日マイケル・クウェイン (Michael Quinn, ed. 2001) が編纂したベンサム書簡集によつて、それを知ることができる。ベンサムは right to relief つまり救済を受ける権利がイギリスのコモンローから発生するものだとし、その表現を no man, settlement or no settlement, shall be left to starve としている。⁽³⁵⁾ それは、定住法による戸籍の確立によつて被救済権もまた生じるトリーを意味しており、ギルバート法（一七八一年）によつて導かれるとしているが、これについては、紙幅の関係から別稿で詳しい検討を行う必要がある。しかし、産業革命、アメリカ独立戦争、フランス革命、そして第二次エンクロージャーを含む、この時代の人口の都市化と流動化は、結果として実際の旧救貧法行政の持続を困難にした。⁽³⁶⁾

一八世紀末から一九世紀初頭にかけての救貧法論議における救貧法解体論者の視点でいえば、ジョセフ・タウンゼントは自然科学者の立場から自然法の原理の擁護と適者生存の原理、後に命名された「社会ダーウィニズム」の理論からこれを説き起^こした。一方マルサスは人口の不可逆的増加と貯金基金説から、この流れを阻害する制度的仕組みを取り除くという観点で、結果としての「社会ダーウィニズム」にくみし、救貧法解体論を展開した。マルサスによ

る当時の経済学としての社会科学的分析手法は、基本的にリカードゥにも継承された。これら救貧法解体論が一方で存在しながら、法学者ベンサムは一八世紀の末から彼の論文で、救貧法の不備を指摘しながらも、その存在自体を否定しようとはしなかった。またよく知られた事実であるが、マルサスの「人口論」一八一七年版が発表されて以降数年間は、マルサス理論の徹底化すなわち救貧法解体を図る意見が優勢であったが、その後この思想は一挙に葬り去られて、貧民をめぐる議論の中では有力ではなくなっていく。一方、この時代から労働者の権利を唱えるウイリアム・コベット等は、ワークハウス反対運動の中で、「院外救済の受給の権利」を唱え始める。

とはいえ、後のビクトリア朝時代につながるが、当時の議会に共通して流れていた貧民＝労働者階級に対する当時の知的エリートの考え方は、決して抑圧的なものではない。むしろ労働者階級が、貧困から脱するための手段を積極的に提唱しようという、「期待的思想」であった。この「期待的思想」は、勤勉と節制を基礎とした「自助」と「自由放任」という楽観的概念を背景にしていた。さらに自由放任とは決してドグマチックな経済理論ではなく、むしろそれは効用の事例が唱えられる際の付属物である。当時活発化し始めていた宗教活動による新興中産階級による慈善活動はもちろん、救貧法改正による政策誘導の目標もここにあつた。マルサスの理論が実効性を失い、救貧法が有する「怠惰」の側面が、新救貧法の原理に代わる時点でワークハウス収容主義や劣等処遇の原則に転化するのも、これを負の局面であったから、という見方をするのはすべて妥当とはいえないであろう。「自由放任」化が救貧法と慈善事業の両方による社会政策として遂行されるということは、当時の支配階級及び新興中産階級がむしろ積極的に受け入れた。つまり、救援抑制の背後にある思想は、新たに興隆した労働者階級の生活水準向上支援策であり、新救貧法は、その個人的窮乏化抑止策として現れた警告的装置でもあった。言い換えれば、一九世紀の市場の大転換は、社会

政策ないし行政の現実場面において必ずしも「夜警国家」を目標にしたわけではないのである。こうして、生活困窮者へのコモンローの伝統を引き継ぐ right to relief の概念は、その後階級闘争が激化する一九世紀のイギリス社会においても一貫して守られ、結果的にプロレタリア暴力革命の緩衝装置として機能することになる。

すでにみたように、ニコルズによる多少の歪曲が指摘されることはいえ、一九三四年の最終レポートにおける「劣等待遇」を基本にした新救貧法原理の源流は、チャドウイックやニコルズによるものではなく、他のノッティンガムシャーのメンバーによる発案であったことは明らかである。⁽³⁷⁾ これは一八三四年当時の新救貧法行政のベンチマークが、農業地帯であるイギリス南部の賃労働者を意識して形成されたのではなく、むしろ中部の当時最も先進的な工業地域の救貧行政事例を基にした、という性格を持つという意味でもあった。したがつてウェーブ夫妻やカール・ポラニーの見解等に見られる、従来の賃金補助制度の浸透と、その反動としての新救貧法の原理との関係は、再検討を含め、さらに詳細な分析へとすまなければならないと考えている。

またワークハウス原則と劣等待遇の位置づけについても、従来の労働者階級抑圧からの視点の見直しが必要であろう。たとえば「ワークハウス収容の原則」は、初期の近代的賃労働者階級の陶冶の手段として、先に述べた労働者階級の生活水準向上支援策と矛盾するものではない。また、最低の賃金を受給する労働者 (lowest-paid labourer) よりも悪い状態とする「劣等待遇の原則」は、貧民の最低生活保障が生存に必要な基本的生活物資、ストックとフローの概念でいえば「フローのみ」の限界を極めた事例が試される施策であった。しかし生存権の観点からすれば、法的規範としての right to relief が、新救貧法の施行による過酷な原理の応用という、この極限的施策においてさえ微動だにしなかつた事実にこそむしろ注目すべきであろう。こうしてイギリス新救貧法形成期の社会政策研究、すなわち、最

低賃金および最低生活保障の分野は、歴史研究を踏まえた新たな視点からの分析が求められてくるのである。

<参考文献>

- Anthony Brundage (1978), *The Making of the New Poor Law 1823-39*, Hutchinson & Co. Ltd.
- Anthony Brundage (2002), *The English Poor Laws, 1700-1930*, Palgrave
- J. D. Marshall (1968), *The Old Poor Law 1795-1834, Second Edition*, Economic History Society
- Lorie Charlesworth (2010), *Welfare's Forgotten Past A Socio-legal History of the Poor Law*, Routledge
- Peter Dunkley (1982), *The Crisis of the Old Poor Law in England 1795-1834; An Interpretive Essay*, Garland Publishing, Inc.
- David Eastwood (1994), *Governing Rural England: Tradition and Transformation in Local Government 1780-1840*, Clarendon press · Oxford
- David Englander (1998), *Poverty and Poor Law Reform in 19th Century Britain, 1834-1914 From Chadwick to Booth*, Longman
- Steven King and Alannah Tomkins (2003), *The Poor in England 1700-1850; An Economy of Makeshifts*, Manchester University Press
- William C. Lubenow (1971), *The Politics of Government Growth early Victorian Attitudes Toward State Intervention, 1833-1848*, David & Charles
- J. R. Poynter (1967), *Society and Pauperism: English Ideas on Poor Relief 1795-1834*. London: Routh & Kegan Paul
- (1) 大河内一男（一九二〇）、「政策家としてのマルサス」、『経済学論集』、東京大学経済学部
(2) 大河内一男（一九七〇）、「社会政策四十年」、東京大学出版会、一八三一一八四頁
(3) 大沢真理（一九八六）、「イギリス社会政策史」、東京大学出版会、なお同書は一〇一〇年、東京大学出版会から復刻版として出版されてゐる。

(4) いの視点での研究として、森下宏美（一〇〇七）、「救貧法改革と古典派経済学」、『経済学研究』、北海道大学、第五六巻第一号、五一—六二頁、がある。

(5) 大沢真理（一九八六）、同上書一六頁

(6) Sidney & Beatrice Webb (1929, reprinted in 1963), *English Poor Law History Part II : the Last Hundred Years*, Frank Cass and Co. Ltd. pp.1-103.

(7) それまでの救貧法に関する全国調査は、救貧税の統計以外は見当たらなかつた。王立委員会は「六名の副委員（Assistant Commissioner）によつて、延べ三万の教区と集落を精力的に調査した。委員会はこの詳細な調査報告を基に、頻繁に委員会を招集し、議論した。

(8) Ibid. pp.82-90.

(9) 例えばブローグは論文で、一八二四年報告は「全体的に歴史的な価値がないばかりでなく、統計的でない」とがにじみ出た代物」であると結論付けてゐる。

Mark Blaug, *The Poor Law Report Re-examined*. Jurnal of Economic History, 24, pp.229-245.

(10) ハミヤ・タウンゼントによる教貧法論は、矢野聰（一〇〇七）、「救貧法思想における一八世紀イギリスの政治・経済・法秩序の転換 —ハミヤ・タウンゼントのA dissertation on the Poor Law 」（『政経研究』、日本大学政経研究所、四二巻二号、一五九一—一八八頁）を参照のことだあた。

(11) J. D. Marshall (1961), 'The Nottinghamshire Reformers and Their Contribution to the New Poor Law', 'The Economic History Review vol. VIII no. 3 April, pp.382-396.

(12) 当時の「コルズの活動状況については、矢野 聰（一〇一〇）、「新救貧法下のワークハウス —サウスウェル・ワークハウスの事例—」、『日本法學』、第七六巻第一号、日本大学法学院、一四九一—七八頁、に詳しい。」を参照願いたい。

(13) G. Nicolls (1888), *History of the English Poor Law, II*, p.242.

(14) Ibid. p.391.

- (15) George Nicolls, (1822), *Eight Letters on the Management of the Poor*,
- (16) グンサムの救貧法論について、矢野 聰 (1990)「八封によるグンサムの救貧法思想——『救貧法』から近代社会政策へ」、『日本法学』、第七四巻一号、日本大学法学会、一七一五頁を参照願いたい。
- (17) ピーチャーがいう、孤児や孤老、伴侶を亡くした女性や障害者の「ヒューマン」である。
- (18) Reverend J. T. Becher (1828) *The antipauper system; Exemplifying the positive and practical good, rearized by the relievers and the relieved, under the frugal, beneficial, and lawful, administration of the poor laws, prevailing at southwell, and in the neighbouring district; with plans of the southwell workhouse, and of the Thurgarton hundred workhouse; and with instructions for book-keeping*
- (19) Reverend J. T. Becher (1821) 前掲書、同書は東京大学総合図書館に所蔵されている。
- (20) Ibid. p.388.
- (21) Ibid. p.388.
- (22) Ibid. p.388.
- (23) 実際、一八二一年～一八三一年あたりノッティンガムシャーの一人当たり救貧税の納付額は、全国平均よりむろ低かった。
Ibid. p.385.
- (24) その部分に関しては、K. D. M. Snell, *Parish and Belonging Community, Identity and Welfare State in England and Wales 1700-1950*, Cambridge を参考されよ。
- (25) 例え芝浦ハーフティンガムシャーの丸〇の教区は、子供の数が四人以上の家族について在宅の金銭補助を行つてゐた。Ibid. p.385.
- (26) プラグネット著、イギリス法研究会訳 (一九五九)、『イギリス法制史 総説篇』、東京大学出版会、八〇一八四頁
- (27) Karl de Schweinitz (1943), *England's Road to Social Security*, Pennsylvania Press, Perpetua Edition 1972
- (28) George Nicholls (1898), *A History of the English Poor Law*, vol. 2. London. pp.36-7

- (29) Karl de Schweinitz (1943), p.1
- (30) プラグネットによるロードンのコモンローの存在によって從来あらゆる権利を認められていなかつた農奴の身分が自由労働者になるといふに、彼の働く土地において慣習上の財産権を確立していく。コモンローも長い間彼らの権利を認めようとしなかつたが、一七世紀初頭になつてサー・エドワード・クック (Sir Edward Coke) が贋本所有権の請求を取り上げて、コモンロー裁判所による保護を彼らに対しても広げた。この時期はエリザベス救貧法と重なり、後に旧救貧法について重要な役割を果たす定住法の成立にも関連するのである。
- (31) 前掲書、二〇四頁
- (32) George Nicholls (1898), *ibid.*, pp.233-238.
- (33) サウスウェル・ワークハウスの事例による分析は、矢野聰 (110-110)、「新救貧法下のワークハウス —サウスウェル・ワークハウスの事例—」『日本法学』第七六巻第一号、日本法学会、一四九—一七八頁、を参照いただきだ。
- (34) Anthony Brundage (2002), *The English Poor Laws, 1700-1930*, Palgrave, p.55.
- (35) Michael Quinn (ed.) (2001), *The collected works of Jeremy Bentham; Writings on the Poor Laws, Vol. I*, Clarendon Press · Oxford
- (36) Lynn Hollen Lees (1998), *The Solidarities of Strangers, The English Poor Laws and the People, 1700-1948*, Cambridge University Press, pp.73-81.
- (37) トマス・コットンの「王立委員会の一八二四年の報告のうち、その原理に関する部分を原文のまま示す。
[Part II, Section 2]
- PRINCIPLE OF LEGISLATION
- II. 2. 9
- And although we admit that able-bodied persons in the receipt of out-door allowances and partial relief, may be, and in some cases are, placed in a condition less eligible than that of the independent labourer of the lowest class; yet to

persons so situated, relief in a well-regulated workhouse would not be a hardship: and even if it be, in some rare cases, a hardship, it appears from the evidence that it is a hardship to which the good of society requires the applicant to submit. The express or implied ground of his application is, that he is in danger of perishing from want. Requesting to be rescued from that danger out of the property of others, he must accept assistance on the terms, whatever they may be, which the common welfare requires. The bane of all pauper legislation has been the legislating for extreme cases. Every exception, every violation of the general rule to meet a real case of unusual hardship, lets in a whole class of fraudulent cases, by which that rule must in time be destroyed. Where cases of real hardship occur, the remedy must be applied by individual charity, a virtue for which no system of compulsory relief can be or ought to be a substitute.

Copy of the Report Made in 1834 by the Commissioners for Inquiring into the Administration and Practical Operation of the Poor Laws

<http://www.econlib.org/library/YPDBooks/Reports/rptPLC12.html#PartII,Section2>

参考文献。

- (38) Karl Polanyi (1957), *The Great Transformation –The Political and Economic Origins of Our Time*, Beacon Press.
カール・ポラーニー著(1973年)、『大転換——市場社会の形成と崩壊』、東洋経済新報社

※なおこの論文は、1910年10月30日に実施された社会科学会第121回大会(於：愛媛大学)の自由論題・最低生活保障部会における摘要発表「ハッティンガムンヤーの改革者たるイギリス新救貧法原理——ルーチャー、リコルズとサウスウェル・ワークハウス」のフルページに加筆修正したものである。